

## マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則の制定について

令和 7 年 5 月 30 日に公布された「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 47 号）」の施行に伴い、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号。以下「マン建法」という。）の名称や条項ずれ等の改正が行われたため、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成 27 年千葉県規則第 3 号）の一部を改正する。

### 1 改正理由

- マンションの管理及び再生の円滑化のための措置を講ずる「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 47 号）」が令和 7 年 5 月 30 日に公布された。
- これにより、マン建法が大きく改正され、法令の構成が大きく改正（新たな章や条項ずれ等）されたほか、耐震性不足等で建替え等をする場合、特定行政庁の許可による高さ制限の特例制度が創設された。
- これらのことにより、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成 27 年千葉県規則第 3 号）の所要の改正が必要であることから、当該規則の一部を改正する。

### 2 改正内容

- 規則の名称を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則」から「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則」に改める。
- その他、マン建法の改正に伴う条項ずれ等、所要の改正を行う。

### 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日